主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人雪下伸松の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件根抵当権の順位譲渡は順位 譲渡人と順位譲受人との中間に担保権者が存在する場合にあたるから、順位譲受人 は右順位譲渡人の優先配当額を限度に順位譲渡の効力を受けるにすぎないとして、 右の趣旨に従つて作成された本件配当表を適法とした原審の判断は正当として是認 することができる。原判決に所論の違法はなく、所論引用の判例は事案を異にし、 本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	寺	田	治	郎
裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	伊	藤	正	己